

花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、緑化事業を実施する自治会等とする。

2 前項の緑化事業(以下「事業」という。)とは、市内に存する公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹柵(連続した複数の区間にまたがるものに限る。)等の公共の場所において草花等の植栽を実施し、かつ、その維持管理を行うことについて市長の認定を受けたものをいう。

3 第1項の「自治会等」とは、自治会、管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に規定する管理組合をいう。)若しくは事業所(これらに属するグループを含む。)又は地域のグループをいう。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、花苗、種子、球根、樹木(低木のものに限る。)、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する原材料の購入費用に相当する額とする。ただし、1対象者につき1会計年度80,000円を限度とする。

(認定申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金規則第3条の規定による交付の申請として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 事業計画書

(3) 事業実施前の現況写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の認定の可否及び額を決定し、補助金規則第6条の規定による決定の通知として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する認定の額(以下「認定額」という。)は、第4条の規定にかかわらず、当該年度の予算の範囲内において決定する。

(変更の承認)

第7条 認定を受けた者は、その事業の変更(軽微な変更を除く。)又は中止をしようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 認定を受けた者は、事業完了後、当該年度において速やかに花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支計算書

(2) 領収書及び経費の使途を明らかにする書類

(3) 完了写真

2 前項の規定による実績報告は、認定額の範囲内で分割して行うことができるものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、花と緑のわがまちづくり助成金交付額確定通知書(様式第4号)により、当該実績報告を行った者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第10条 前条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。